

事例項目	水洗便所改造資金貸付償還金納入通知書における金額誤記載について
事例発生日等	平成23年9月1日
担当課	都市建設部 公共下水道課
事例概要	<p>【水洗便所改造資金貸付制度とは】 水洗化の促進を目的とし、くみ取り便所等から水洗便所へ改造するために要する費用について30万円を限度として貸付け、借受人は3年間36回払い返済する制度である。</p> <p>【平成23年9月1日】 毎月の償還金が記載されている、水洗便所改造資金貸付償還金納入通知書（以下納入通知書）に基づき、市指定金融機関（三井住友銀行）から、平成23年8月後半分の水洗便所貸付金収支金報告書の提出及び水洗便所改造資金貸付返納通知書の引き渡しを受けた。 これを受け担当者が水洗便所改造資金貸付台帳への消込作業を行っていた際に、平成23年7月貸付分である事案について、第1回目の返納済通知書に記載されている毎月の償還額が誤りである事に気付き、その他事案の返納通知書及び貸付台帳を確認したところ、他2事案に関して同様の誤記載がある事が判明した。 この3事案の借受人は、すでに第1回目の償還金を返納していた。</p>
当時の対応	<p>①平成23年9月6日～9月7日において、電話にて3人の借受人に謝罪を行った。 ②平成23年9月20日～9月21日において、3人の借受人と面談を実施し、再度謝罪したうえ、すでに返納済みである償還金を一旦返金し、再交付した納入通知書に基づき正しい償還額を返納していただいた。</p>
発生原因	<p>①納入通知書を発行する際に金額の入力を誤ったこと。 ②納入通知書を送付する前の確認体制が不足していたこと。</p>
再発防止対策	<p>①納入通知書をパソコンで作成する際に、借入金に対する償還金の異常数値を誤って入力した場合、エラー表示をさせ入力ミスであることを確認できるシステムを構築した。 ②納入通知書を送付する前に2人体制で金額等のチェックを慎重に行うこととした。</p>